

長野地方最低賃金審議会
第 2 回長野県はん用機械器具等専門部会 議事要旨

| | | | |
|--|-------------------------------------|-----------------------|--------|
| 開催日時 | 令和 2 年 9 月 24 日 | 14 時 00 分 ~ 16 時 00 分 | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席 2 人 | 定数 3 人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3 人 | 定数 3 人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 3 人 | 定数 3 人 |
| 議 題 | 1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について 2 その他 | | |
| <p>1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について</p> <p>(1) 労働者側代表委員の基本的な考え方</p> <p>他の業種とは、異なり、優位性をもって生産高い産業だと認識し、隣県と比較すると、他県の方が高く、人材流出を防止するためにも、特定最低賃金の引上げは急務であるとの基本的な考え方について意見が述べられた。</p> <p>(2) 使用者側代表委員の基本的な考え方</p> <p>緊急事態宣言、休業要請により、大きな需要喪失があり、リーマン当時以上の GDP の落ち込み、有効求人倍率の減少の状況から、事業の継続、雇用の維持を最優先との基本的な考え方について意見が述べられた。</p> <p>(3) 金額提示</p> <p>ア 労働者代表側の金額提示</p> <p>自動車総連加盟、JAM加盟の賃金引上げ率の平均 1.92%を踏まえ、17 円引き上げて 920 円とする金額提示があった。</p> <p>イ 使用者代表側の金額提示</p> <p>事業の継続と雇用の維持を最優先とし、1 円引上げて 904 円とする金額提示があった。</p> <p>労使双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りがないことから、引続き次回(9 月 28 日)に金額審議されることとなった。</p> <p>2 その他</p> <p>特になし</p> <p>配布資料</p> <ol style="list-style-type: none">1 長野地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿(はん用機械器具等)2 特定最低賃金専門部会運営規程(はん用機械器具等)3 長野県はん用機械器具等最低賃金専門部長報告(令和元年 9 月 25 日付け(写))4 長野県はん用機械器具等最低賃金改正決定答申文(令和元年 9 月 25 日付け(写))5 【長野労働局】職業別求人募集(平均)賃金 令和 2 年 8 月分 | | | |

